

令和6年度 市民税・県民税（兼 国民健康保険税・後期高齢者医療）申告書について

令和5年1月1日～12月31日までの収入等について、こちらを参考に記入いただき、申告期間内にご提出ください。  
混雑回避のため、申告書の郵送での提出にご協力ください。

税務署に確定申告書を提出する方は、この申告書の提出は不要です。  
確定申告が必要かどうか（還付申告を含む）は税務署にお問い合わせください。

- ◆申告について
  - 申告書の提出が必要な方
    - ・主たる収入が年金収入の方  
公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容以外に控除の追加がある方
    - ・主たる収入が給与収入の方  
給与支払報告書が勤務先から提出されていない方（不明な場合は勤務先へご確認ください）  
給与所得の源泉徴収票に記載されている内容以外に控除の追加がある方
    - ・その他の収入がある方
  - 令和5年1月1日～12月31日の間に収入がない、または遺族年金等非課税収入のみの方
    - ・国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している場合は、申告書を国民健康保険課あるいは医療助成・年金課へ提出してください。
    - ・該当しない場合は基本的に申告書の提出は必要ありませんが、所得のない方でも、市民税・県民税に関する諸証明や他の制度利用のためなど、申告が必要な場合があります。

- ◆申告期間・場所
  - 収入があった方
    - ・申告期間（土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月25日（日）は実施。いずれも午前9時～午後5時）  
2月16日（金）から2月29日（木）：郵便番号が666-00で始まる地域および満願寺町  
3月1日（金）から3月12日（火）：郵便番号が666-01で始まる地域・市外  
2月25日（日）と3月13日（水）から3月15日（金）：全域
    - ・場所  
川西市役所2階 市民税課 072-740-1132
  - 収入がなかった方、または収入が遺族年金等非課税収入のみの方
    - ・申告期間（土・日曜日、祝日は除く。いずれも午前9時～午後5時）  
2月16日（金）から3月15日（金）
    - ・場所  
川西市役所1階 国民健康保険課 072-740-1170 / 医療助成・年金課 072-740-1108

◎昨年まったく収入がなかった（裏面へ）  
令和5年1月1日～12月31日の間に収入がない、または遺族年金等非課税収入のみの場合、□に✓を記入して裏面にて生活状況について記入

◆所得控除（申告書（表面））

番号	控除	説明	添付書類
①	雑損控除	災害又は盗難若しくは横領によって保有する資産に損害が生じた場合 (災害関連支出：資産の取壊し又は除去のための支出)	領収書
②	医療費控除	別紙「医療費の明細書」（添付書類台紙の裏面）を記入した結果、「医療費の明細書」の1欄（医療費控除額）に金額がある場合 支払った医療費（交通費含む）：「医療費の明細書」C欄 保険金などで補てんされる金額：「医療費の明細書」D欄 ※領収書は添付せず、自宅で5年間保管 ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、所定の明細書が必要なため市民税課へ	医療費の明細書 医療費通知（使用する場合）
③	社会保険料控除	あなたが、あなたやあなたと生計を一にする配偶者およびその他の親族の負担する社会保険料を支払った場合 ※あなた以外の方の給与や年金から差し引かれた社会保険料は申告不可	国民年金保険料控除証明書 小規模企業共済掛金払込証明書
④	生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料	生命保険料控除証明書
⑤	地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料又は旧長期損害保険料 ※一つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合、いずれか一方を選択	地震保険料控除証明書
⑥	寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 ・夫と離婚した後に婚姻又は事実婚をしていない、かつ扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下 ・夫と死別した後に婚姻又は事実婚をしていない、若しくは夫が生死不明の方で、前年の合計所得金額が500万円以下	-
⑦	ひとり親控除	婚姻又は事実婚をしていない、若しくは配偶者が生死不明の方で、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされない方に限る）を有しており、前年の合計所得金額が500万円以下の場合	-
⑧	勤労学生控除	学校又は各種学校等の学生の方が、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	学生証の写し等の在学を証明するもの
⑨	本人障害者控除	あなたが身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	各種手帳の写し (氏名及び等級の記載があるもの) 障害者控除対象者認定書
⑩	配偶者控除/同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）の前年の合計所得金額が48万円以下の場合 ※配偶者の合計所得金額は記入不要	※配偶者が障害者に該当する場合のみ 各種手帳の写し (氏名及び等級の記載があるもの) 障害者控除対象者認定書
	配偶者特別控除	あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合	-
⑪	扶養控除	あなたと生計を一にする扶養親族で、前年の合計所得金額が48万円以下の場合 ※扶養親族の年齢が16歳以上の方（平成20年1月1日以前生）は上段、16歳未満の方（平成20年1月2日以後生）は下段に記入	※扶養親族が障害者に該当する場合のみ 各種手帳の写し (氏名及び等級の記載があるもの) 障害者控除対象者認定書

※配偶者および扶養親族が国外居住の場合は、別途添付書類が必要になる場合があります。該当する場合は市民税課へ。

◆収入・所得（申告書（表面））

番号	収入・所得	説明	備考
⑫・⑬	営業等収入・所得	小売業、卸売業、製造小売業等	裏面(A)を記入し転記
⑭	農業所得	農作物等の栽培や生産	
⑮・⑯	不動産収入・所得	不動産等の賃貸料、土地を賃貸する場合の権利金等	裏面(B)を記入し転記
⑰・⑱	給与収入・所得	源泉徴収票の「支払金額」欄の金額（複数枚ある場合は合計額）を記入 源泉徴収票がない場合は、裏面(C)を記入した上で転記 添付書類：給与所得の源泉徴収票、給与明細書等	裏面⑩給与所得の計算方法より所得を計算
⑲・⑳	公的年金等収入・所得	国民年金・厚生年金（遺族・障害年金を除く）、企業年金等の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額（複数枚ある場合は合計額）を記入 添付書類：公的年金等の源泉徴収票	裏面⑩年金所得の計算方法より所得を計算
㉑・㉒	業務収入・所得	原稿料、シルバー人材センターの報酬等	収入から必要経費を差し引いた金額を記入
㉓・㉔	その他雑収入・所得	生命保険契約に基づく年金で公的年金等とみなされないもの等	収入から必要経費を差し引いた金額を記入

申告書（表面）

申告書（裏面）

Form with multiple sections: (A) Business Income, (B) Real Estate Income, (C) Gifts, (D) Dividends, (E) Spouse Income, (F) Taxation, (G) Tax Deductions, (H) Residence, (I) Taxation, (J) Tax Deductions, (K) Spouse Taxation, (L) Income Taxation.

◎昨年まったく収入がなかった方
該当する□にチェックし、必要に応じて内容を記入

◆収入・所得／所得・税額控除／その他（申告書（裏面））

Table with 3 columns: 記号, 事項, 説明. Rows include (A) 営業・事業所得, (B) 不動産所得, (C) 給与所得の内訳, (D)・(E) 事業専従者, (F) 配当所得, (I) 事業税（県税）, (J) 住宅借入金等特別控除, (K) 寄附金税額控除, (L) 所得金額調整控除.

◎給与所得の計算方法

Table mapping 給与収入金額 (A) to 給与所得の金額. Ranges from 0円 to 1,950,000円 with corresponding formulas.

※給与収入金額が850万円を超える方で、下記◎所得金額調整控除の要件に該当する場合、上記で求めた給与所得から所得金額調整控除を差し引いた金額を給与所得とする

◎年金所得の計算方法

Table mapping 受給者の年齢 and 公的年金等の収入金額 (B) to 年金所得の金額. Includes age categories like 65歳以上 and 64歳以下.

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は、この限りではないため市民税課へ
※給与所得および公的年金等雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合は、左記で求めた給与所得から所得金額調整控除を差し引いた金額を給与所得とする

◎所得金額調整控除

Table for 要件① and 控除額①. Includes conditions like 給与収入金額が850万円を超え and formula (給与収入金額(※)-850万円)×10%.

Table for 要件② and 控除額②. Includes conditions like 給与所得・公的年金等雑所得の両方があり and formula (給与所得金額(※)+公的年金等雑所得(※))-10万円.

◆申告に必要なもの

○収入所得・控除

- 令和5年1月から12月中の所得等の証明書（源泉徴収票、報酬の支払調書、その他帳簿類）
国民年金、生命保険料、地震保険料等の控除証明書
医療費控除を受ける方はその明細書や医療費通知
障害者控除を受ける方は対象者の手帳や障害者控除対象者認定書
寄附金税額控除を受ける方はその受領証明書またはその証明書
※社会保険料控除（国民年金）・生命保険料控除・地震保険料控除については控除証明書、医療費控除についてはその明細書または医療費通知の添付がない場合は控除が認められません。

○個人番号・本人確認

- 個人番号（マイナンバー）の利用が平成28年1月から始まったことに伴い、平成29年度以降の個人の市民税・県民税の申告手続きでは、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。
つきましては、なりすまし等を防ぐため法令等に基づき、次の①・②いずれかの書類のご提示（もしくは写しの添付）をお願いします。
①個人番号（マイナンバーカード）
②通知カード（記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る）またはマイナンバーの記載のある住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書、及び本人確認書類（運転免許証、パスポート等）

川西市 総務部 市民税課
〒666-8501 川西市中央町12番1号 電話 072-740-1132（直通）